

平成29年（2017年）3月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成29年3月2日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成29年3月21日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内 康雄
会計管理者	玉津 武幸	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上野 和彦	危機管理課長	水谷 法夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	中村 吉伸
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	堀 秀俊
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	石倉 充能	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	久保 建作	海山総合支所長	玉津 裕一
教 育 課 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	宮原 俊也	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村 能行
書 記	奥川 賀夫	書 記	上野 隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

2番 原 隆伸                      4番 樋口泰生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**玉津充議長**

皆さんおはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

---

**玉津充議長**

ここで少し時間をいただきまして、奥村武生君から発言の訂正の申し入れがありましたので、発言を許可することにいたします。

奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

おはようございます。奥村武生でございます。

3月14日の私の一般質問の中で、不適切な発言をしてしまいました。不適切発言を読み上げることができませんので、お手元の配付の訂正表のとおり、発言の訂正をお願いします。

また、もう1点、私の発言の中で、議会は議決機関じゃないと申し上げましたが、説明不足でありまして、憲法93条には、議会は議決機関という言葉ではなく、議事機関と書かれていることを申し上げたかったのでありますので、ご理解をお願いいたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

議事進行ですか、瀧本攻君。

**6番 瀧本攻議員**

議会は議決機関でないというのを、議会は議決機関ですよ。奥村議員はね、国法を読んですね、地方自治法を読んでないわけですね、96条に。96条に事件の議決と書いてあるわけです。議会は議決機関であるというふうに言うてもらわんと困る。その後、93条の国法のことを言ってもろても構わんね。だから、執行部は答弁できなかったわけですよ。議会は議決機関じゃないというふうな発言はね、議会はですね、最高の決定機関ですよ。

## 玉津充議長

瀧本議員の議事進行なんですけど、本人はですね、93条の議事機関ということを上げたんですけども、議決機関と言ってしまったと。それで、その後ですね、フォローの言葉を、その後で言っているんです。

従って、今、本人からそういうことで理解をしていただきたいということが、申し入れがありましたので、そのように私も、それでよいというふうに判断をいたしましたので、どうぞご理解ください。

## 玉津充議長

瀧本攻君。

### 6番 瀧本攻議員

この一般質問についての、主語はですね、議会は議決機関じゃないと言っとるわけですよ。それで、後ですね、それを訂正しとるんやったらね、その分も訂正せなあかんのと違うの。それはおかしいですよ。これはね、当町の議会ですね、いわゆる品位に、品格に関わる問題ですよ。

だから、議会は議決機関じゃないということ自体が、その議会というのは国会のことを言っとるの、それとも。当議会のことを言うわけでしょう。

だから、議会は議決機関ですよ。それがないということを言い切るんやったらね、これは問題になりますよ。

---

## 玉津充議長

暫時休憩します。45分まで休憩します。

(午前 9時 34分)

---

## 玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午前 9時 49分)

---

## 玉津充議長

先ほど瀧本議員の議事進行があり、発言の訂正が適切でないとの申し入れがありましたので、それを認めまして、再度、奥村武生君から発言をお願いします。

奥村武生君。

## 11番 奥村武生議員

3月14日の私の一般質問の中で、不適切な発言をしてしまいました。不適切発言を読み上げることができませんので、お手元に配付の訂正表のとおり、発言の訂正をお願いいたします。

## 玉津充議長

ただいま奥村武生君から発言の訂正の申し出がありましたので、訂正表のとおり訂正することを許可します。また、後刻、記録を調査して、措置いたします。

---

## 玉津充議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにしたいと思いますので、了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

---

## 日程第1

## 玉津充議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

2番 原 隆伸君

4番 樋口泰生君

のご兩名を指名します。

---

## 日程第2

## 玉津充議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において、各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 入江康仁君。

## 入江康仁総務産業常任委員長

皆さん、改めておはようございます。

それでは、平成29年3月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告させていただきます。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、3月6日、月曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名の出席のもとで開催いたしました。

説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の局長、課長及び職員でありました。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第2号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第3号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例

議案第11号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について

議案第12号 紀北町道の路線変更について

議案第13号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

議案第18号 平成29年度紀北町一般会計予算

の議案9件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告させていただきます。

まず、議案第2号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑といたしまして、議案書7ページ、マイナンバーの取り扱いが、一部改正されるということですが、質疑にもありましたように、このマイナンバーがどんどん拡大していくのではないかという不安が私自身もあります。その辺りの説明を詳しくお願いいたします。

す。

答弁といたしまして、今回の条例改正につきましては、行政手続における特定の個人情報  
を識別するための番号利用等に関する法律の一部改正にともない、本条例を改正する必  
要が生じたということです。

国のほうの政策の中で、マイナンバーを利用することによって、その方々の情報等を一  
元的に管理するというで行うわけです。

ただし、その利用に関しては、非常に厳密な取扱いということで、現時点におきまして、  
例えば、税等の申告、職員係のほうが年末調整等の利用に際しても、非常に厳密に担当を  
決めて、その方以外については、見るができないような状況にするなど、それぞれそ  
ういった法律の中で縛られているわけです。

本町の条例につきましても、同じように、それを扱う人がしっかりとその情報を漏えい  
させないような対応をするということで、今回の条例改正ということにして、その辺り  
については、しっかりとこれからもやっていくということですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、今、現在、通知カードだけでおられる方の割合はどれくら  
いですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、その辺りの所管については、住  
民課となり、私どもは把握しておりませんという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、私は、当初からこのマイナンバ  
ーそのものが、悪用されるというか、仮に他人に分かったらとんでもないことになるとい  
うことで、心配している一人です。

そういう意味で、この機密を守るというのは、当初からそう言われておるわけですが、  
このナンバーそのものが、今までと全然違う、省略されて行政の方が、上手いこと手順よ  
くできるということは、分かるのですが、やはりそれぞれナンバーを受けた人は、漏れた  
時には大変になるということで、私はこのマイナンバー制度そのものが、やはり問題があ  
るということで、反対討論をさせていただきますという反対討論がございました。

賛成討論はなく、以上で討論を終了し、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第4号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第5号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑といたしまして、議案書20ページ 職場の仲間として育児休業を取る場合に、そのチーム全体の仕事の割り振りというか、そういうところの配慮というのが必要になってくると思います。

育児休業を取るために、どのようなサポート体制を職場の中で整えてみえるのか伺いますという質疑に対しまして、長期の休暇になる場合には、そこに欠員が生じますので、それに対しては、人的な手当が必要ということがあります。その場合については、臨時職員等を配置するとともに、その業務について、他の職員もサポートし対応していくということになります。

例えば、他に部分休暇等があった場合については、皆さんが取りやすい制度にするというのが大原則ですので、そこを第一に考えたうえで、他の者がサポートするということになるかと思えます。

ただし、業務が非常に難しい、困難な時期ということについては、先ほど申し上げましたように、臨時職員等で対応するということで、全体的に考えてサポートしていくことになろうかと思えますという答弁でございました。

質疑といたしまして、課長の説明はよく分かりましたが、この育児休業を取るほうにしましては、休業するまでにどれくらい事前に届け出をしなければならないのだろうかと思うのではないのでしょうか。

その対応の手段が取れる期間というのがあるかと思えます。

例えば、今、臨時職員という話がありましたが、事前に分かっていたらそういう配慮も取れると思いますので、その辺りの手続き上は、どうなっていますか。

育児休業を申請するタイミングはどうなっていますかという質疑がありました。答弁といたしまして、特にいつまでということはありませんが、そのケースバイケースということになろうかと思えます。

例えば、臨時職員等を配置する、あるいは、嘱託職員を配置するということになります



と、公募ということをもし考えたならば、大体2カ月程度は必要になってきます。

ただし、その2カ月を待つのか、ということですが、それについては、緊急ということであれば臨時職員で、適切な方を見つけて、ということで、1カ月程度でも十分できると思います。

基本的には、もし分かれば早く教えていただきたいのですが、緊急等の場合については、やむを得ずそういった対応をするということを視野に入れていきますという答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第6号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑に入り、質疑といたしまして、オートキャンプ場の利用料金が、引き上げられる根拠は、何ですかという質疑に対し、答弁といたしまして、シーズン制の導入を以前から、指定管理者とも協議させていただいている中で、県内にも他の施設、オートキャンプ場も、シーズン制の料金を、もちろん孫太郎オートキャンプ場も、シーズン制を導入されていて、前々から、シーズン制の導入を要望されていたことから、町といたしましても、シーズン制を導入いたしました。

これは、繁忙期の混雑の緩和や、閑散期の利用促進も図りたいということで、シーズン制料金の導入に至っていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、予約を取りたい人が、予約を取れないというのはよし悪しでは無いと思います。なので、なぜ、利用料金の値上げか、わかりにくいと思います。キャンプ場の環境整備は、やっていかないといけないが、その中で、大きな改修などが理由であれば理解しやすい。

だからといって、今回の値上げを理解してないということではないが、実際に値上げの理由は、しっかり出して欲しいという思いはありますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、値上げの補足理由ですが、例えば、林間オートサイトなどの場合、30人で来るから、5ないし6サイトを予約していくことがあります。実際、ふたを開けてみると、キャンセル料が発生しないギリギリに、やっぱり10人だけでしたという形で、人数を変更してくる例が、数多くあると聞いています。

それであれば、真に必要な人が、キャンセル待ちをしていただくのは、気の毒な話であ

ることから、真に必要な人数で予約できることが、本来の形というところがありまして、この料金の設定をいたしているところです。

施設につきましては、この条例が施行されるのが7月1日からです。この改正をお認めいただいて4月からの予約に関して、そのキャンセル料が適用できるようにとのことで、7月1日からとなっています。

設備投資に関しては、次年度29年度予算のほうで、ブラウン管のテレビや畳の更新も予算計上させていただいているところです。工事費として、テントサイトの砂利の追加の予算も計上しています。

7月に向けて、施設をきれいにした上で、きれいになったキャンプ場を、新しい料金で使っていただきたいという計画でございますという答弁ございました。

また、質疑といたしまして、基本的には、シーズン制を取り入れて、高い時期は、少し高くなるが、あくまでも、この条例では「以内」ということなので、繁忙期に、お客が減ってガラガラにならないよう、今後、指定管理者とも話をして、適正な金額を設定していただければと思いますという質疑に、答弁といたしまして、今回の条例では、「以内」となっていますので、状況に応じて、指定管理者とも相談しながら、適切な金額設定を考えていきたいと思いますという答弁ございました。

また質疑といたしまして、この料金表で行くと、夏場の利用料金が、値上げになっても、お客さんは減らないと思いますが、実際、昨日の新聞で、コテージの利用料金が40パーセント以上の値上り率になっており、地元でも、そんなに値上がりするのかと話題になっているが、お客さんへの周知に対して、どのようにしていくのか。

このままいくと、お客さんと地元も混乱するのではないか。その辺いかがですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、周知の仕方については、4月の受付時から、新しい料金形態での予約ということですので、ホームページなどで周知していきます。

現在の予約は、電話予約しかないので、電話予約の際に、新しい料金体系を説明していくと聞いていますという答弁ございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第11号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての審査を行いました。

質疑といたしまして、議案書46ページ、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について

て、これまでは、国50%・県35%・町15%の割合の負担で進められてきており、これからもそうだと思っていたところが、今年度からは県の割合が下がることになりました。

これからの組み立てはどうなりますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、当初予算の質疑の中でもお答えさせていただいたとおり、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業につきましては、平成27年度までは、国が50%・県が35%・町が15%で事業を進めてまいりました。

それが、平成28年度に関しましては、国が50%・県が10%・町が40%になりました。

そして、平成29年度からは、国が50%・県の上乗せ補助がなくなり、町が50%となったものです。これは、県の市町への補助制度の見直しに伴うものですという答弁でございました。

質疑といたしまして、このままの負担割合だと、町としても予算をつけるための覚悟が必要となると思います。

現在の進捗率と完成するまでにいくらかかりますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、現在の進捗率といたしましては、三浦漁港海岸については、平成28年度末で概ね58%で、残事業費が4億8,700万円ほどです。

矢口漁港海岸につきましては、当初事業費7億8,300万円を見込んでいます。現在、全体事業費の見直しをしているところで、おそらく10億円以上の事業費になるのではないかと考えています。

そういった中で、当初事業費の7億8,300万円の事業費からいきますと、進捗率は約45%になりますが、全体事業を見直した後は、20数%の進捗率になるのではないかと想定していますという答弁でございます。

質疑といたしまして、三浦が58%で残事業費が487万円、矢口は45%で残りはいくらになるのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、残事業費は、現在全体事業費を算定中ですので、確かなことは申し上げられませんが、おそらく8から10億円になるのではないかと想定していますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、今回、発注されて工事が進んでいく分に関して、遅れていることについて、住民要望が上がってくるかと思いますが、いろいろな住民要望に対応できるだけの予算が、この中に含まれているのかどうか、お聞きしたいと思いますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、平成28年度の事業につきましては、三浦漁港海岸につきましては、完成いたしています。

矢口漁港海岸につきましては、発注は終わりましたが、工事としては繰り越したのちに進めてまいります。

そういった中で住民の方々の要望にお応えすべく県と調整していきたいと考えていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、住民の要望等を聞いていると、かなり予算がかかってくると思うが、できる限り工事も早く進めていただきたい。

今回の予算で、工事部分も増えていると思いますが、工事を進めるために付随する部分の予算も必要とは思いますが、なるべく対応できるようにしていただきたいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、矢口漁港海岸につきましては、これから本格的に工事着手していくこととなります。

委員おっしゃるとおり、地元の方々とも協議を進めながら、事業を進めていきたいと考えていますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

#### **玉津充議長**

入江議員、ちょっと訂正をお願いします。

#### **入江康仁総務産業常任委員長**

ちょっとすいません。変更させていただきます。

ただいまの議案の中でですね、487万円といったところが、4億8,700万円に訂正させていただきますと思います。

どうも失礼いたしました。

次に、議案第12号 紀北町道の路線変更についての審査を行いました。

質疑といたしまして、議案書54・55ページ 変更する起点はどのあたりになりますかという質疑に対し、答弁といたしまして、国土交通省の管理する範囲区域があり、国道から坂を下ったあたりが起点となりますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、変更する部分は県道だったのですかという質疑に、答弁といたしまして、県道ですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、このバイパスは地域の念願の道だったと思いますが、計画ができていけるのなら、いつぐらいに完成するのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、進捗状況からいきますと、現在、平成29年2月末で詳細設計と公安委員会と

の交差点協議、用地測量、用地立会いが終了しています。残る用地買収、本工事について県の現在の予定では、平成29年度に用地買収を実施したいとのことで、あくまでも県の予定です。この事業は、平成26年度から実施していて、完成予定が平成31年となっています。

あくまでも計画の段階ですので、できるだけ早期の着工を目指しているとのことを伺っていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、平成31年完成が目標で、今後、用地買収が大変だと思いますが、交差点改良について、信号設置等の詳細協議は行ったのですかという質疑に、答弁といたしまして、信号の設置に関しては、県から報告を受けていませんが、公安委員会との交差点協議において、国道への取り付けについては、すでに協議が終わっていると伺っていますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第13号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第5号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

まず、はじめに、議会事務局所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、議会事務局所管分について、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分については、質疑といたしまして、26ページの選挙関係の費用ですが、3つの選挙全てが減額となっていますが、参議院議員選挙170万円、それから、海区漁業調整委員選挙206万円と210万円、これがマイナスになってきた理由はどういうことでしょうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、まず、参議院議員の選挙執行事業ですが、これは国のほうから一定の割合に基づいて、選挙費用が計算されてきます。その精算ということです。

これらの選挙執行費につきましては、年々、減少傾向にありまして、特に今回につきましては、選挙用備品等を購入する際に、これまでは全額認められていたものが、選挙の種類によって、例えば、知事選挙で使用する、町の選挙で使用するものについては、その割合を乗じて、それを精算するというので、今回の選挙からそういうことになっています。その部分も含めて今回、精算ということです。

それから、海区漁業調整委員会委員選挙につきましては、ご承知のように補欠選挙が先にありましたけれども、無投票ということでした。また、本選挙につきましても、無投票ということになりました。ただし、すべて減額ということではなく、それまでに使用した選

挙人名簿を印刷する作業や、投票所入場券等を作成するなどの費用については、選挙費用の中で認められましたので、それを精算したうえで、今回、減額させていただきましたという答弁でございました。

以上のとおり、総務課所管分について、質疑を終了しました。

次に、財政課所管分について、質疑に入り、18ページのふるさと寄附金、ふるさと納税については、補正前の予算が8,000万円で、4,000万円増え、50%アップしていますが、なぜこのように良くなったのですか。

これは渡利牡蠣が不足していて、その面でマイナスだと聞いていましたが、非常に良い成績を残しているのです、その辺りの事情の説明をお願いいたしますという質疑に対し、答弁といたしまして、平成28年度ふるさと納税の2月末までの実績ですが、寄附金額は1億1,165万565円、件数は4,553件です。これは昨年度と比較しまして、2,701万1,564円の増額、件数は416件のマイナスです。

金額がこのように伸びた要因といたしましては、平成27年度にスタートして、平成28年度に入ってから、返礼品の高額商品を導入したということと、品目が2月現在で、164品目をふるさと納税の商品として扱っており、相当な品目の増加となっており、この辺がふるさと納税が伸びた要因だと思っておりますという答弁でございました。

次に、23ページ、5目・財産管理費、庁舎管理事業が420万円の減、公用車管理事業が360万円の減、その内の施設管理委託料340万円の減。24ページ、7目の支所及び出張所費、海山総合支所管理事業220万円の減について、いろいろな要因があると思いますが、原因とか削減した努力等があればお答えいただけますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、庁舎管理事業、町有財産管理事業につきましては、町民センター、地域振興会館、海山総合支所管理事業の施設の保守業務委託等の入札差金で、精算見込みで減額しています。

光熱水費、電気代についても若干下がってきている状況で、その分の減額が、光熱水費であわせて430万円の減額となっています。その分と施設管理委託料340万円の減額となっています。備品購入費200万円の減額につきましては、公用車の購入に伴う入札差金等です。特に大きなところは今述べたところですよという答弁でございました。

以上のとおり、財政課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、企画課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、企画課所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、農林水産課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、農林水産課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、商工観光課所管分については、質疑に入りまして、質疑といたしまして、12ページの商工使用料ですが、温泉使用料の減額理由と、オートキャンプ場が1,298万8,000円の増額となっていますが、それぞれ増減の理由をお聞きしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、温泉施設使用料につきましては、昨年9月10日から9月20日までの11日間、レジオネラ菌の関係によりまして、休業した結果、利用者が減ったものです。

続きまして、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料につきましては、当初の予定より、上回る利用者があった結果による増額ですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、入込客数でいうと、それぞれの増減は、どの程度ですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今、細かい資料を持ち合わせていないので、パーセンテージでの話にさせていただきたいと思います。

オートキャンプ場につきましては、入込客につきましては、例年どおりですが、内訳につきましては、増額の要因は、大人の利用者が多かったと推察しています。古里温泉につきましては、例年に対して、10パーセントほどの落ち込みがあります。もちろん休業の影響がありますという答弁でございました。

以上のとおり、商工観光課所管分について、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり建設課所管分についての質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第18号 平成29年度紀北町一般会計予算について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに、議会事務局所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、議会事務局所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、総務課所管分について、質疑に入り、質疑といたしまして、42ページの男女共同参画推進事業394万3,000円、これは具体的に、どういう事業を行いますかという質疑に対しま

して、答弁といたしまして、この事業につきましては、これまでに男女共同参画基本計画を策定していました。これは5年間の計画ということで、平成29年度で終了しますので、次年度に向けて第2次の男女共同参画基本計画の策定を計画しています。

この計画につきましては、すでに冊子にして皆様にもお配りしていると思いますが、同様の形での冊子となります。この計画は平成25年2月に策定させていただいていますので、その第2次ということです。

基本的な内容につきましては、「男女がともに支えあい、力を発揮できるまち」というものを目指して、それぞれの施策を行っていくもので、今回、策定するに当たりまして、町民の方に委員をお願いいたしまして、ご意見を聴取したうえで、計画に反映していくことでの費用であるという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、42ページの安全衛生管理及び職員福利厚生事業の中のストレスチェック検査委託料ですが、多分、今年度、実施していると思いますが、同じような内容で来年度、平成29年度も実施していきますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、ストレスチェックにつきましては、法令で定められており、今年度12月から1月にかけて実施しました。

来年度につきましても、同様にストレスチェックを行っていきます。仮に、その中でストレスの多い方がいた場合については、産業医に相談したうえで、その辺の解消を図っていくこととなりますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、53ページ、54ページの町長選挙費と、町議会議員補欠選挙費ですが、職員手当等ということで、時間外手当だと思いたしますが、町長選挙と町議会議員補欠選挙において、時間外手当等412万5,000円と、賃金56万5,000円がどちらにも計上されています。

例えば、両方選挙が行われた場合に、両方とも支払われるのか。片方の町長選挙がなかったとか、町議会議員補欠選挙がなかったとかということであれば、片方が支払われないものなのか、この対応の仕方をお伺いしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、基本的には、同日選挙が行われた場合は、どちらかの経費だけで済みますので、なくなります。

ただし、片方の選挙が無投票となった場合には、どちらの選挙でも対応できるように、今回、二重で計上させていただいています。したがって、選挙が終了した時点で、それぞれ精算させていただくこととなりますという答弁でございました。



以上のとおり、総務課所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、財政課所管分について入り、質疑といたしまして、16ページ地方消費税交付金は、前年度比較で2,170万円減額していますが、下げ幅が大きいですので理由をお願いします。

また、30ページ、ふるさと寄附金ですが、平成28年度に1億1,166万円の実績がありながら今年度の予算に8,000万円としています。さらに増やそうと努力をしているのに、なぜ予算は低いのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、まず、地方消費税交付金については、平成27年度の実績が3億円を超える収入がありましたので、それを基に平成28年度の当初予算として、2億9,800万円を計上しましたが、実際の収入実績が落ち込んでいまして、今のところ2億7,630万円くらいの実績見込みとなっています。

3月の交付額がまだ決定していないので、12月時点の数字で、前年度の増減率等により計算したのですが、この金額をもって、平成29年度の当初予算にあげさせていただいています。実績見合いということでございます。

それから、ふるさと納税の8,000万円ですが、現在1億1,000万円を超える収入がありますが、月別の金額を計算しますと、昨年は半年で約7,200万円であり、月当たりになりますと1,000万円を超える金額でした。平成28年度は、その1億1,000万円を11か月で返礼品の対象部分だけで割り返しますと1,000万円に若干足りない金額となっています。

他の市町村の動向等を見ますと、いきなり、ふるさと納税の金額が半額程度に、落ち込むなど見込が非常に立てづらいものでして、安全を見て、この8,000万円という数字を上げさせていただきました。さらに、ふるさと納税事業の推進を進め寄附金額の引き上げを図って行きたいと考えています。

また、状況によっては補正対応をお願いすることになると思いますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、31ページ歳入の繰入金で、ふるさと応援基金繰入金は、13事業へ充当していると、説明があったと思いますが、13事業の詳細をいただきたいと思いますがいかがですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、繰入金の充当先につきましては、教育委員会の関係や企画の関係等の13分野です。必要であれば用意させていただきますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、29ページ、土地貸付収入、町有地貸付料で、海山地区28件、長島地区19件と説明があったと思いますが、このあたりのわかる資料をお願いしたいと思います。

それから、31ページ、地域づくり事業基金繰入金の4,270万5,000円の充当先が、温泉施設管理費他となっていますが、これの明細もいただけないでしょうか、答弁といたしまして、町有地貸付料につきましては、個人名となっていますので、件数としては、全員協議会の時にも説明させていただきましたとおり、貸付件数は、海山地区で28件、長島地区で19件です。

ただ、金額のほうで中部電力の電柱などは、3年に1回しか入ってこないのが貸付の件数には上がっていますが、実際の収入では、平成29年度はありませんので、収入を受ける件数としては、1件減ることになります。それは、長島地区も同様ですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、30ページ、ふるさと寄附金で8,000万円を予算額にあげていますが、今年度の金額としては、今、1億1,000万円と言われました。その中で、純粋にふるさと寄附のためにというのと、返礼品を目的にというのと内訳を教えてくださいです。

本当のふるさと納税の意味はどういうものなのか。返礼品が目的ではないよというのが本来であって、総務省で出されている、先ほど言われたように、商品券等になりつつあり、若干、目的がおかしいので、その辺の気持ちをしっかり受け止めていかないといけないところもあります。

今回、ミスがあったことも聞いているので、純粋な寄附者に対して、本当の気持ちのこもった返礼をしないといけないと思いますが、いかがですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、まず1億1,165万円の内、返礼の対象になる部分が、1億957万565円で4,549件あります。

返礼の対象外の部分が208万円です。返礼の対象外の208万円、4名の方につきましては、返礼制度を利用されていませんが、町としましては、紀北町を応援していただくという気持ちを、大切にしていきたいというふうに思っております。感謝の気持ちを町長の手紙に加えて、何らかの形で感謝の気持ちを伝えたいと考えていますし、平成27年度の返礼制度が始まってから、返礼品がいらぬと言われる方についても、同様に何らかの感謝の気持ちを伝えていきたいというふうに考えていますという答弁でございました。

以上のとおり、財政課所管分について、質疑を終了しました。

次に、出納室所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、出納室所管分について、質疑を終了しました。

**玉津充議長**

入江議員、ここで止めてもらえますか。

---

**玉津充議長**

それでは、暫時休憩とします、10時55分まで休憩とします。

(午前 10時 39分)

---

**玉津充議長**

休憩前に続きまして、会議を開きます。

(午前 10時 55分)

---

**入江康仁総務産業常任委員長**

それでは、次に企画課所管分についての質疑に入りました。

質疑といたしまして、46ページ、企画費、東紀州地域活性化ソフト事業の495万円の内容はどのような計画ですか。

また、47ページ、地域おこし協力隊受け入れ事業について、平成29年度も1人募集するとのことでしたが、それぞれの担当業務について、協力隊員同士のコミュニケーションの場があるのかどうか。また、その成果を議会や住民に知らせる機会があるのか、お伺いいたしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、東紀州地域活性化ソフト事業について、平成29年度の当初予算要求資料によると、観光振興と産業振興が主なものになります。

観光振興では観光DMO事業が中心となっています。その他、ホームページの作成やプレス・フィルムコミッション事業なども行っています。

産業振興では、産業活性化事業として、バイヤーの誘致や首都圏でのPRなどを実施していきます。

地域おこし協力隊受け入れ事業について、現在、企画課に移住定住促進担当1名、財政

課にふるさと納税支援担当1名を配置しています。平成29年度においては、農林水産課から農業関係で1名配置したい旨の相談があったため、募集する予定です。業務内容は、みかん関係の調査・PR・販売促進担当と聞いています。

隊員のコミュニケーションについては、国・県による、地域おこし協力隊に関する研修会が実施されており、今年度においても、出席していただいています。

町民や議員の皆様への実績報告について、現在のところそのような事は考えていませんでしたが、ご意見をいただきましたので、検討いたしますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、46ページ、地方バス運行対策事業について、高速バスの背面ラッピング、廃止代替バスの運行等の事業がありますが、公共交通が不便になってきた今、来年度予算の1,922万3,000円の他に計画はありますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、地域公共交通会議の開催が必要になるなどの時期的な問題がありますが、乗降調査の中でも多くの意見をいただいた上で、予算編成をしていますので、当初予算の範囲内で、対応可能であると考えていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、46ページの友好都市交流事業について、宿泊学習補助金10万円とあり、四條畷市から来た方に、補助をする制度はありますが、紀北町から四條畷市に行く方への補助金はありますか。

移住・定住・交流促進事業について、空き家リノベーションの予算が3月補正で減額となっていますが、同じ事業を実施する考えですか。

47ページの地域おこし協力隊受け入れ事業について、新年度採用予定の協力隊員は農業振興とのことですが、業務内容はPRなのか、農業者に対して新たな知恵を入れていくものなのか、現在の就農者の事業を外部に発信する事業など、盛んな農業を作り上げていこうとするものなのかを教えてください。

また、庁舎内の無線LAN環境について、現在、受信可能な電波は試験的なものなのか、あるいは計画に沿って整備しているものなのか、また、どのように無線LAN設備を整備していく考えなのかを教えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、友好都市交流事業について、こちらへ来ていただいた方に一人2,000円の補助を行っていますが、紀北町から四條畷市へ行く方には、同じような補助金制度はありません。ただし、紀北町の方が、四條畷市の団体とスポーツ、文化交流を行う場合には、来年度は20万円を上限に補助したいと考えており、増額して予算化しています。

空き家リノベーションについては、県の補助金を、紀北町を通じて支給するものですが、

これからの申請では、年度内の完成が出来ない見込みであることから、平成28年度予算については、減額させていただきました。来年度も引き続き県が補助を行うため、2件分予算化しています。今年問い合わせは3件ほどありましたが、耐震化が出来ていないということで、断念されたと聞いています。

地域おこし協力隊について、農林水産課から、1次産業対策として、みかんの販路拡大、農林水産物の6次産業化の支援、1次産業と福祉のネットワーク就業促進支援、農林水産関係のデータ統計分析、新規1次産業就業者の研修支援等を事業として考えている旨の申し出がありましたので、企画課で予算化しました。

庁舎内の無線LANについては、2箇所ほどありますが、これらは試験的なものです。現在、庁舎内ネットワークの強靱化に取り組んでおり、強靱化が完了しますと、庁舎内LANへの無線でのインターネット接続は難しくなりますので、別系統での無線LANの整備も検討していますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、46ページの移住・定住・交流促進事業のうち、移住交流ホームページ作成委託事業について、ホームページの内容及び進め方と、紀北町空き家改修補助金について、10万円で制限しているということ、また、空き家リノベーション支援事業補助金との兼ね合いについて教えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、空き家改修補助金については、空き家バンク制度における物件登録の促進を第1の目的としています。これまでに、地域おこし協力隊員を含む、移住担当者が移住相談や空き家バンク登録に際して、トイレ等を含めて、ある程度の水準でないと、住みづらいとの意見をいただいていることから、今回5件分50万円を予算化しました。空き家バンクへの登録を条件に使用者、所有者のいずれも対象となります。

空き家リノベーションとの関係ですが、リノベーションは、耐震性の確保と、県外からの移住が条件となっていますが、空き家改修補助金は、そのような条件はないことから差別化が図れると考えます。

移住交流ホームページについては、町ホームページには、学校や病院、スーパーの位置を示したような地図がないため、そのような地図や、紀北町の気象状況、良い部分・悪い部分、移住に関する心得、紀北町の移住者支援施策の内容、公共交通などこれまでに問い合わせのあったことについて、表示するホームページを作成したいと考えていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、今後、必要な情報が出てくるたびに、内容を更新するなど、

ホームページの充実に努めていただきたいと思いますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、常に最新の内容になるように、情報を追加していかないと飽きられますので、地域おこし協力隊員に、先頭に立っていただきながら、進めていきたいと思っておりますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、46ページ、地方バス運行対策事業について、事業の内訳と公共交通が不便になりつつある当地域において、どのようにしていくつもりなのか。また、古里温泉とタイアップした構想があるのか教えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、地方バス運行対策事業の主なものは、廃止代替バス河合線の運行委託料、いこかバスの運行委託料、三重交通運行の尾鷲長島線、島勝線に対する補助金であり、地域間生活路線確保維持費補助金です。

その他、名古屋南紀高速バス3台、三重京都高速線・四日市大阪線2台、合計5台の高速バスの背面ラッピングを行っており、これらを合わせて1,922万3,000円です。

古里温泉について、以前からお話をいただいておりますが、現時点では、いこかバスは買い物と通院を目的に運行しており、観光地である古里温泉を入れてしまうと、町内各地の観光地への運行が必要となることから、検討が必要だと考えておりますという答弁でございました。

以上のとおり、企画課所管分について、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、税務課所管分について、質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、農林水産課所管分について、質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分について、質疑に入り、課長から追加説明といたしまして、先の平成29年度紀北町当初予算説明会におきまして、SEA TO SUMMIT 実行委員会補助金の説明をしていませんでしたので、説明させていただきます。SEA TO SUMMIT 実行委員会補助金の予算額は300万円で、予算書87ページ、88ページの3目、観光費の観光活性化対策事業に計上しています。

内容につきましては、第1回大会とほぼ同様のコースで、予算をお認めいただきました。11月11日、土曜日、12日、日曜日の開催を予定しておりますという説明を受け、質疑に入り、質疑といたしまして、全体のマクロ的なことをお伺いしたいと思います。

商工観光課の1つの目標として、交流人口200万人をめざすということがうたわれています。

平成28年度の実績と、平成29年度予算で、道の駅マンボウ、海山、オートキャンプ場、体験型イベント施設、始神テラスなど、たくさんの事業があると思いますが、それぞれ200万人に対して、どのような役割を担っているか。それぞれどのくらいの入込客数になっているのか、お尋ねしますという質疑に対しまして、入込客の資料はあります。施設単位、イベント単位のもので把握しているものであります。今、手元にありませんので、あとで、提出させていただきますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、資料請求がありましたので、追加で、資料請求したいと思えます。88ページの温泉施設管理運営事業の保守点検委託料、2,276万円の積算根拠を知りたいので、資料の提出を求めますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、資料を提出する前に、説明させていただきます。

修繕料について40万1,000円であります。これは、一般修繕です。続きまして、委託料の内訳としまして、浄化槽の保守点検が41万400円、浄化槽循環ろ過装置自動残塩ユニット保守点検委託料が14万400円、消防設備の機器点検委託料が4万3,200円、温泉の揚湯保守点検委託料として1,922万6,000円です。

次に、備品購入費につきましては、卓上の自動券売機76万5,000円、自動車の更新費用としまして、公用車の購入に177万5,000円が、主だったところですよという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、ポンプについて、3年前に、新品に交換していますが、なぜ今、必要なのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、ポンプにつきましては、前回の交換は、平成26年の3月に交換しています。それでいきますと、約3年を経過するところです。保守点検業者から、揚湯ポンプの絶縁抵抗が低下しており、このままの状態で行くと、停止する恐れがあると聞いています。

また、シールセクション部分も、長い間、交換していないということから、モーターの絶縁不良の原因の1つではないかといわれています。前回の不具合の際に、予定より早くなったことから、予備のポンプを使用してしまい、現在、予備のポンプが無い状態で営業しています。

平成29年度予算をお認めいただければ、現在、水中にあるポンプを交換し、また、清掃を行った上で、使用可能な状態であれば、予備のポンプに使用する計画ですよという答弁でございました。

続きまして、質疑といたしまして、平成12年くらいに、チョコレート色のスケールが出

て、今後、分析しますといったこともあったが、その結果について、報告がありません。前回、ポンプを引き上げた際に、つくばに持って行って、スケールを分析するといったが、報告書が一切ない。もう使えませんかといって、廃棄したということしか聞いてない。信頼に足る資料が見ることができないという質疑に対しまして、答弁といたしまして、私自身、素人ですので、業者さんのいうことは、専門家の意見として、受け止めるのが、第一かと思っています。

その中で、委員のように、熟知している方にご意見を仰ぎたいと思いますので、資料については、探しますので、ありましたら、委員会ではなく、お渡ししたいと思いますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、SEA TO SUMMITの件ですが、これは、主催者は、モンベルですか。平成29年度の開催について、既に、協議されているのか、経過を説明してくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、SEA TO SUMMITにつきましては、主催は、大会ごとの実行委員会です。その実行委員会の中に、モンベル社員の方々も入っていただく形です。

紀北町大会では、我々も含めた地元の方々も入っています。モンベルさんの役割としては、連絡協議会の位置づけにあります。次年度大会の案内については、連絡協議会のほうから行います。予算をお認めいただいたら、昨年とほぼ同じ時期で、開催したいと考えていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、昨年度の参加人数はどのくらいですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、244名です。これは全体会の中で、一番多い。

すいません、ちょっと訂正いたします。参加人数は242と言ったそうですが、224名です。これは全大会の中で、一番多い参加者ですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、SEA TO SUMMITは、主体が、実行委員会ということですが、予算を所管しているのは、商工観光課なので、商工観光課が中心になって、事業実施していくと思いますが、去年は、前日イベントの周知は、しっかりされていたと思うが、当日の運営や、町民の方への周知が、うまくいっていなかったような気がします。自転車が沿道を、結構なスピードを出して走って、危なかったことがあったので、周知があれば、各区から応援もできたのではないかという声もあったので、実行委員会に対して、どれくらいのサポートが必要なのか。

種まき権兵衛の里の園路補修9,953万円について、これで、ほとんどの園路が補修できる



のか。当初の園路は、どんな園路だったか、どんな補修になるのか。

また、特産品魅力アップ事業委託料300万円の委託先について、教えてほしいという質疑に対し、答弁といたしまして、SEA TO SUMMITを初めて開催して、手探り状態で実施したところもありまして、反省するべき点多々ありました。

これにつきましては、反省会も実施しまして、次回に向けての、課題の洗い出しもさせていただきますので、平成29年度、新たに実行委員会を組織する際には、反省や課題を踏まえた上で、取り組んでいきたいと考えています。

続きまして、種まき権兵衛の里園路補修につきましては、聞くところによりますと、当初、園路、池の周りは、自然の土のような舗装だったということにして、今回、補修させていただくのは、池周りだけとなります。その他のところは、砂利を敷く形で、雨の際にも水溜りができないような形を予定しています。

物産振興につきましては、前年度繰越事業で、地方創生加速化交付金を使って、特産品ブランドアップ事業をやっています。今回の予算は、それを継続させるための事業です。地元の理解を得られるよう、勉強会など行う事業です。委託先については、まだ、決まっていませんという答弁でございました。

以上のとおり、商工観光課所管分について、質疑を終了しました。

#### **玉津充議長**

入江議員、ちょっと待ってください。

#### **入江康仁総務産業常任委員長**

先ほどですね、すいません。修正をお願いします。

種まき権兵衛の里の園路補修9,953万円についてと言ったそうですが、995万3,000円の誤りだったそうですので、訂正をお願いします。

それでは、次に、建設課所管分についての質疑に入り、質疑といたしまして、96ページ、避難路沿道建築物耐震診断事業ですが、平成29年度351万5,000円、予算計上していますが、平成28年度は608万1,000円の減額となっています。これは危機管理課も関係することだと思いますが、対象になる避難路はどこですか。また、対象となる方への周知等をしていいますか。

また、平成28年度の予算減額が大きいので、平成29年度はどのように進めていく予定ですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、避難路沿道建築物耐震診断事業の目的、過程ですが、耐震改修促進法が、平成25年に改正され、それに基づき、三重県耐震改

修促進計画が、平成27年に部分改正されています。避難路沿道を指す道路ですが、三重県地域防災計画の中の第一次緊急輸送道路で、紀北町では、国道42号と紀勢自動車道が指定され、その沿道に対して、地震時に通行を確保すべき道路となり、その沿道に関する建築物が対象となります。平成29年度の予算では、国道42号沿道に2件であり、紀勢自動車道の沿道にはありません。

次に、周知については、平成28年度の予算時に対象となる、所有者を訪問させていただき、この過程を三重県と町の建築担当者において、説明をさせていただいていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、93ページ、河川改修及び維持補修事業で、町管理の大船川と片上川が計上していますが、町内一円というのは、小規模の河川改修のことであって、すでに改修する河川がわかっているのですか。

また、どのように改修していくのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、町内一円の河川の整備に当たりましては、現在のところ対象とした河川はありません。主に、梅雨時期の豪雨や、台風により小規模の破損や、土砂がたまった場合に、対応をするものですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、96ページ、住宅管理費、木造住宅耐震診断等事業ですが、毎年多くの方が受けていると思います。その耐震診断の結果で、工事については、多額の費用がかかってくることから、耐震補強へ、なかなか進まないのが現状かと思います。大切な事業だと思いますが、診断を含めて何件の予算を計上していますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、耐震診断の予算は、60戸分で278万円です。

耐震補強時には、5戸分で設計が80万円、耐震補強工事100万7,000円で、5戸分の503万5,000円と、それに伴うリフォーム工事が、5戸分で100万円の合計683万5,000円の耐震補強事業の予算を計上していますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、94ページ、港湾施設費、港湾施設整備事業負担金、江ノ浦大橋の耐震のためとのことで、700万円とありますが、事業総額はいくらで、あとどれぐらい予算がかかる予定ですか、という質疑に対しまして、これは県が行う事業の負担金を町が計上しているものです。県の予定では、総額10億円で、残事業費4億3,700万円ほどと、伺っていますという答弁でございました。

質疑といたしまして、今後、毎年度1億円規模で、4年から5年かかるということですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今後、工法変更や予算の確保などがあ

ると思いますが、現時点の予定では、平成32年度と伺っていますという答弁でございました。

以上のとおり、建設課所管分について、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、本委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、予算書の中で一部納得できないところがあり、今後、詳細を検討したいと思いますので反対しますと。商工観光課の古里温泉に関わる問題、今までも古里温泉に関してきたつもりでいますが、いろいろ精査をするなかで、疑問な点があり、それと関連する部分もありますので、反対しますという反対討論でございました。

次に、反対討論といたしまして、予算書78ページの、農業振興費にある農業経営体活性化事業及び畜産施設等整備事業について、この事業の論議は、住民の人もいろいろ心配をされているままであると思います。そういう意味では、今の時点でもっと住民の人に説明をするべきかと思っていますので反対します、という反対討論がありました。

賛成討論はなく、以上で採決に入り、賛成多数。

よって、本案は本委員会所管部分について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された、9案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

## **玉津充議長**

次に、教育民生常任委員長 太田哲生君。

## **太田哲生教育民生常任委員長**

5番 太田。平成29年3月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、3月8日、水曜日、午前9時30分からと、15日、水曜日、午前11時50分からの2日間、第1委員会室におきまして、委員7名出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第1号 紀北町健康増進施設条例

議案第7号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

議案第8号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例

- 議案第9号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 紀北町水道水源保護条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第14号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第15号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 平成29年度紀北町一般会計予算
- 議案第19号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第20号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第21号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第22号 平成29年度紀北町水道事業会計予算
- 議案第23号 紀北町集会所の指定管理者の指定について

の議案16件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

議案第1号 紀北町健康増進施設条例について、審査を行いました。

この施設を利用できるのが、原則15歳以上となっており、15歳未満の子どもの利用制限があります。保護者が付いた場合には、利用させてほしいとの声があります。また、日曜日、祝日、年末年始などの休館となっておりますが、できるだけ使用させてほしいとの意見がありました。この利用制限について、これからも検討するののかとの質疑がありました。

答弁としましては、保護者同伴の利用についてですが、健康増進の目的としての施設のため、一般の利用者の利便を優先させるほうが、施設全体の利便性が向上すると判断いたしました。祝日の利用については、土日祝日の利用が、平日と比べて、かなり減少するとの実績がでていますので、効率的な運営を勘案して、祝日を閉館といたしました。

今後については、1、2年は、この体制で運用を開始して、その後、使用者等の意見やニーズを聴きながら、運営を見直していく必要もあると考えています。

指定管理者とは、これからの運営について、十分に協議をして、よりよい運営、管理をしていく必要があると思っています。ただ、休館日を閉館することについては、その分、人件費や経費がかかり、それが、収支や指定管理料に、直接、反映しますので、そのこと

も考慮しながら、協議することになると思いますとの答弁でした。

続きまして、指定管理者について、質疑がありました。

答弁としましては、町内のNPO法人から、本施設の運営をしたいという申し出がありました。町内のNPO法人が申し出をしてくださいましたので、町内の法人にお願いするということは、一番に町内の方の雇用が多くなるのがメリットであると考えています。いろいろな提案もいただきながら、協議を続けています。

指定管理者の指定につきましては、まだ決定していませんし、議決事項ですので、議会に上程して、議決をいただくこととなりますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第7号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第8号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第9号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第10号 紀北町水道水源保護条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

条例は、地方自治法第14条の規定によりますと、法令に違反しない限り制定できるとありますが、この条例制定について、顧問弁護士などとも協議したのですかという質疑がありました。

答弁としましては、顧問弁護士とも相談しまして、条例制定につきましては、法律などに抵触しないという回答をいただきました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第13号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第5号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに、住民課所管分については、国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金261万6,000円と、個人番号カード交付事務費補助金50万円について、質疑がありました。

答弁といたしましては、システム整備費補助金につきましては、マイナンバー制度を維持していく上での、システムやカードの発行などにかかる補助金です。個人番号カード事務費補助金は、個人番号カードを発行するうえでの、職員の人件費や通信運搬費等に対して補助されるものです。

マイナンバーの交付状況は、平成29年1月末時点では、交付枚数671枚、交付率、3.89%です。県平均は6.2%、全国平均は8%、比較すると本町は低い数値となっています。

マイナンバーに関する補助金につきましては、紀北町の人口等を踏まえて、補助金の額を算出しています。年度途中で、額が決定しましたので、補正をさせていただきました。

また、補助金が毎年交付されるかどうかについては、不明確なところがありますとの答弁でした。

続きまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計繰出金の1億3,200万円の増額について、医療費が増えている原因は、オプジーボだけですか、それとも高額医療費に対する国の補助金はないのですか。また、キイトルーダは、使用されてきていますかとの質疑がありました。

答弁といたしましては、一番大きな原因は、委員ご指摘の通り、悪性腫瘍に対して極めて有効な薬である、オプジーボという薬が出てきたことによるもので、この薬を使用される方が、何人か出てきたことにより、医療費が急激に上がっています。

それ以外にも、C型肝炎の特効薬である、ハーボニーやソバルディという薬品も高額であり、それらを使用される方もいまして、急激に医療費が上がっています。それ以外の要因としましては、難病の方も何人か出現していますし、医療費が非常に高額になっています。

高額医療費に対する補助金ですが、実績報告を出すことで、精算的に入ってきますが、予算組みの段階では、歳入としてどれだけ補助金が入ってくるのか、正確に見込めないのので、これまでの実績をふまえて計算しています。当然、交付金や補助金は入ってきますが、

今の段階では不明確な部分があります。

オブジーボの類似品であるキイトルーダは、今のところは、まだ出現していませんが、これから同じように増えてくると予想していますとの答弁でした。

以上のとおり、住民課所管分について、質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分については、分担金及び負担金、負担金、民生費負担金の私立保育所保育料負担金の1,099万円の減額補正予算について、質疑がありました。

答弁といたしましては、主な減額の要因といたしましては、第3子、第2子の軽減措置というのがありまして、第3子で影響を受けた世帯が27です。第2子につきましては、12ということです。金額については、合わせて838万2,000円であり、町独自の減免によりまして、減額されました。園児数が、だいたい340人で、39人ということで、だいたい1割程度が減額されたと思います。

毎年、新年度に園児を迎えるにあたって、申請をしていただくのですが、その時の説明ですが、ご承知のとおり、きほくファミラボといいまして、ポータルサイトに、結婚から妊娠、子育てまでの一貫した情報を流していますので、その中で、見ていただけるようにはしています。個々に、相談を受けた時に、説明させていただくことが、一番、多いのかなという思いですとの答弁でした。

続きまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業2,682万5,000円の減額補正予算の要因について、質疑がありました。

答弁としましては、給付金関係につきましては、臨時福祉給付金給付事業と、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の2つになっています。これらの事業を整理、精算しましたので、臨時福祉給付金事業を495万7,000円増額補正、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業を、2,682万5,000円を減額補正いたしました。

今回3本ある給付金事業を組みかえ整理したものでありますが、トータルに考えていただきますと、精算で約2,100万円程度の減になったということでもありますとの答弁でした。

続きまして、養護老人ホーム費の嘱託職員等賃金981万1,000円の減額補正について、質疑がありました。

答弁につきましては、養護老人ホーム費の嘱託職員等賃金の981万1,000円の減額につきましては、2名の募集をしましたが、応募がなかったことによる減額です。

現在、嘱託職員、臨時職員、パート職員を合わせて、人数的には、やりくりしている状況です。嘱託職員については、募集をかけても応募がない状況が続いていますが、これは、

赤羽寮だけではなく、民間の施設でも、同じく人員不足が問題となっています。

養護老人ホームについては、現在、23名の入所で、部屋の都合もあり、入所者が少なくなっていることもありますが、利用者に、より良いサービスを提供するには、介護職員を確保する必要があります。パート職員を確保するなど、人員不足を補っています。現在の介護職員数でも、利用者への処遇に悪い影響があるようなことや、無理な労働ということはありません。今後も、職員の確保に努めていきますとの答弁でした。

続きまして、養護老人ホームの定員と、県下の養護老人ホームの利用者状況等について、質疑がありました。

答弁としましては、養護老人ホームの定員は50名です。しかしながら、畳の部屋で、ベッドを利用する場合などには、1人しか使えないこともあります。そのように必然的に定員50名に対して、使える部屋を確保することは難しい状況にあります。

また、プライバシーの確保のため、一人部屋のある他市町の施設に入所する方もいます。そのような複合的な原因により、現在は23名の利用者となっているものと思われます。

また、養護老人ホームの利用者数の状況につきましては、独自の調査をしていますが、県下の老人ホームでも、定員数に対する利用者が少なくなっていることが現状ですとの答弁でした。

続きまして、現在の赤羽寮の賃金体系について、質疑がありました。答弁としましては、養護老人ホームと特別養護老人ホーム、合わせての質問として、お答えいたします。

嘱託職員の賃金は、現在、月額15万4,500円で、平成29年度から月額15万6,000円に改定される予定です。

また、数年前から、民間との差を埋めるため、各種手当を新設しています。内容としては、平成22年度から、嘱託の介護員全員に、特殊勤務手当を月額6,000円、平成26年度から資格手当と勤続手当を新設し、介護福祉士に月額5,000円、ヘルパー資格者に月額3,000円の資格手当を支給しています。

勤続手当は、勤続2年目の職員は2,000円、3年目は3,000円、4年目は4,000円、5年目は5,000円、6年目から10年目は8,000円、11年目から15年目は1万1,000円、16年目以降は1万5,000円を支給しています。このように、条件面の見直しも行いながら、介護職員の募集をしています。しかしながら、同じ管内に、いろいろな民間施設も多く設立されていることもあることから、民間施設でも、職員の確保に苦慮していると聞いています。

今後もいろいろな視点から、介護職員確保について検討していきますとの答弁でした。



続きまして、介護職員の介護職員不足の問題と、介護施設等、これからの状況について、質疑がありました。

答弁としましては、新聞を見ていますと、どこの管内だけではなく、他の地域でも、介護職員募集のチラシなどをよく見かけます。全体的に、施設が増えすぎたこともあり、全国的に見ても、介護職員が不足している状況だと思われます。

そのようなことから、介護職員不足の問題は、肌で感じており、赤羽寮だけではなく、民間も含めた介護職員の不足は、大きな課題として受け止めています。打開策を見いだせない状況です。今後の施設の新設につきましては、紀北広域連合が来年度策定する、第7期介護計画の中で、検討される予定ですが、これ以上増えることは、職員不足や介護給付費の問題もあるため、難しいのではないかと考えていますとの答弁でした。

続きまして、衛生費、保健衛生費、予防費、健康増進事業の町単分83万8,000円の減額補正の要因である、健康増進計画について、質疑がありました。

答弁としましては、計画の名前が、紀北町健康増進・食育推進計画ということで、平成29年から平成33年の5年間の計画をつくりました。特徴としましては、健康増進に、町として、力を入れていくこととあります。食育につきましても、食の大切さを、子どもだけではなく、大人にまで、きちんと意識した啓発しようとするものであります。

紀北町としましては、関連の深い2つの計画を1つにまとめており、6つの目標と、それぞれ施策を、2つ3つぐらいをつけまして、それをやっていくために、行政はどうする、各家庭はどうする、地域や団体はどうするということで、具体的な取り組みを、まとめさせていただきました。

計画書は全戸配布する予定はありません。本編200部は、関係機関に配布し、要約版300部については、役場の窓口や、関係のあるところ、社協ですとか、そういったところに、置かせていただくつもりです。

施策の周知は、その計画書というよりも、具体的なところを示して、機会あるごとに、その周知をしていきたいと思っておりますとの答弁でした。

以上で、福祉保健課所管分について、質疑を終了しました。

次に、環境管理課所管分について、衛生費、保健衛生費、環境衛生費、火葬場及び霊柩車管理運営事業の3万9,000円の減額補正につきまして、質疑がありました。

答弁といたしましては、主に燃料費の減額とのことでした。

以上で、環境管理課所管分について、質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分については、教育費、中学校費、学校管理費、特別支援学級生徒介助教員設置事業で、539万6,000円の減額について、質疑がありました。

答弁といたしましては、当初は紀北中学校1名、潮南中学校4名の介助教員を予定していましたが、実績としまして紀北中学校は1名、潮南中学校は2名でよくなったことから、潮南中学校分が2名減になりました。その分の人件費の減額を今回あげさせていただいたものでございます。

なお、他の中学校から急に介助教員が必要になった場合には、相談させていただきながら、配置させてもらうようにはしています。

以上で、学校教育課所管分について、終了いたしました。

次に、生涯学習課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、生涯学習課所管分について、終了いたしました。

次に、水道課所管分については、総務費、総務管理費、一般訴訟費、水道関係訴訟事業の644万円の減額補正につきまして質疑がありました。

答弁としましては、昨年の4月に最高裁で棄却が決まり、裁判が終了しました。弁護士費用が、1事務所あたり300万円を、5事務所に1,500万円を支払ったわけですが、最終的に精算し、残った額が644万円です。

当初は、最高裁棄却が想定していなかったため、例年どおり、弁護士との打合せなどを予算化してきました。それが、全部終わったということで、精算し、減額させていただきましたとの答弁でした。

以上で、本委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第14号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第15号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第16号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第17号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）について、審査を行いました。

単年度の収支、そして、損益計算書について、質疑がありました。

答弁といたしましては、平成28年度紀北町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書の1番で、業務活動によるキャッシュ・フローというところがありますが、その下に、当年度純利益というところがありまして、243万9,000円が単年度の純利益という予定となっています。

当年度の損益計算書につきましては、添付しなくてよいということで、これまでできていますので、損益計算書を配布させていただきます。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第18号 平成29年度紀北町一般会計予算について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに、住民課所管分については、総務費、総務管理費、財産管理費、地区集会所建設事業で、3,662万8,000円について、質疑がありました。

答弁といたしましては、此ヶ野地区の平成28年3月末の人口等ですが、44世帯、77人です。この集会所につきましては、建て替えて、今ある施設を取り壊して、新しく建築します。建物の建築面積は、120㎡で、36坪です。今後の建物の維持につきましては、地区で維持していくことが了承されました。

今回、整備するにあたっては、できる範囲の中で、地区住民の方と十分聞きとりして、設計をしまります。集会所の新しい活用につきましては、地域でこれから検討されると思っております。

地区集会所建設事業費3,662万8,000円の内訳につきましては、新築費用は、3,322万5,000円です。現施設の解体費用は、330万5,000円で見積りもとっています。坪単価は92万3,000円です。坪単価としましては、いろいろ聞くところによりますと、平均的ということ

であります。集会所につきましては、これからは過度な整備はできないことでもありますので、必要最小限の中でお願いしていますとの答弁でした。

続きまして、総務費、総務管理費、諸費の自衛官募集について、質疑がありました。

答弁としましては、町広報紙に掲載するための費用です。広報への掲載につきましては、自衛隊法に基づいて、募集活動に協力していくことが、法律でも定められていますので、これまで、ずっと行ってきました。名簿は、要望があり、提出しています。これは、紀北町の個人情報保護条例の観点から、その扱いについて、十分注意していただくこともお伝えしたうえで、お渡ししていますとの答弁でした。

続きまして、総務費、総務管理費、一般管理費、総合住民情報システム運営事業について、質疑がありました。

答弁としましては、総合住民情報システムは、住民記録、税、年金、保健福祉、選挙など、業務の基幹となっているシステムです。今年度は、機器の更新と、システム見直しのため、4,139万7,000円の費用が増えています。この事業9,209万9,000円の中身ですが、個人番号制度の運用経費も含まれていまして、個人番号制度運用の嘱託職員の賃金などで425万5,000円、システムの電算委託料で7,660万9,000円、システム利用料で831万3,000円などです。

今年度は、更新の年度ですので、経費は上がっていますが、その後の経費は下がっていくものと思いますとの答弁でした。

続きまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の無料法律相談事業について、質疑がありました。

答弁としましては、楠井法律事務所をお願いしています。1人の所要時間は30分であります。中立公平にしていきたいと思っていますとの答弁でした。

続きまして、民生費、老人福祉費、老人福祉総務費の後期高齢者医療費等協力金について、質疑がありました。

答弁としましては、この協力金ですが、紀北医師会に180万円、紀北歯科医師会に21万円協力金として支出しています。これは、医師会と相談のうえ、決めています。事務を進める上で、医療機関に、いろいろな手続き等で、ご迷惑をかけることや、福祉医療の関係等でも、市町ごとに違うことでもありますので、煩雑な事務をお願いすることもありまして、これまで話し合いの中で、この費用が決まっています。なお、金額は、合併してから変わっていませんとの答弁でした。

続きまして、民生費、老人福祉費、介護保険費の介護保険徴収関係事業について、質疑がありました。

答弁としましては、これは、集金人6名分の賃金です。介護保険料は、直接、収納をしていませんので、滞納額等は把握していませんが、納付の申し出等があったときには、徴収させていただいています。介護保険料につきましては、紀北広域連合で、主に徴収を行っていますが、滞納額の情報連携をして、把握に努めますとの答弁でした。

以上で、住民課所管分について、質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分については、県支出金、県補助金、民生費補助金、結婚新生活支援事業費補助金について、質疑がありました。

答弁としましては、結婚新生活支援事業費補助金90万円計上しておりますが、これにつきましては、少子化対策の一つとして、婚姻を推進するために、低所得者の新婚世帯に対して、居住費、引っ越し費用等の一部を支給するという事業です。1世帯あたり24万円を限度として、当初としましては、5件分計上しています。

国の施策として120万円の4分の3ということで、90万円。国の施策ですが、補助金としましては、県の補助金として入ってくる性質のものです。この事業は、国の平成27年度の補正予算で措置されている事業であります。低所得者の定義といたしましては、夫婦合わせた前年度所得が、340万円までという規定となっておりますとの答弁でした。

続きまして、県支出金、県補助金、衛生費補助金、特定不妊治療費補助金について、質疑がありました。

答弁につきましては、この事業につきましては、いろいろございますが、特定不妊治療費助成金上乗せ事業補助金について、ご説明させていただきます。

特定不妊治療とは、体外受精・顕微授精のことをいいます。初回申請の場合は、国補助金のみで上限30万円助成がありますが、この場合は上乗せはありません。2回目以降は、国補助が上限15万円、そして、所得に応じて上乗せが上限10万円あります。所得は、夫婦合算所得400万円未満が県補助、400万円以上730万円未満が町単となります。予算的には県費が7名分、町単が3名分ということで、計10名分計上させていただいています。

2人目以降の特定不妊治療に対する、助成回数追加事業補助金というのもございまして、対象は、特定不妊治療費助成事業による、助成回数を終了した者に、助成回数を追加するというので、夫婦合算所得が400万円未満であれば、1回上限15万円ということで、予算的には1名分みえています。不育症治療費等助成事業補助金というのもございまして、不育

症とは、妊娠しても流産や死産をくり返すことをいいますが、同じように所得制限がありまして、1回の上限10万円、年1回まで、予算的には1名分計上させていただいています。

一般不妊治療費助成事業補助金というのもございまして、一般不妊治療とは、人工授精のことをいいます。所得制限は同じで1回上限2万円、年1回、5年までというようなことで、予算は3名分計上しております。この2分の1を県費で計上させていただきました。

周知につきましては2つございまして、ホームページに掲載させてもらっています。もう1つは、きほくファミラボという、結婚から出産までの一覧のサイトにも上げさせていただいています。なお、相談等がありましたら、そのつど説明をさせていただきます。広報にも以前、掲載したこともありますとの答弁でした。

続きまして、民生費、社会福祉費、身体障害者福祉費、障害者総合支援センター設置事業について、質疑がありました。

答弁としましては、障がいを持たれている方や、その家族が相談に、町の窓口に来られます。身体の場合もありますし、精神、知的障がいの場合もあります。その方たちが、地域で安心して暮らしていくために、どんな支援が必要かということ、それぞれに合わせて聞き取りをしたり、プランを作ったりという仕事を「結」のほうで行っています。周知というよりも、相談があった時に相談者の方には、そこで詳しく説明をさせていただきます。

件数は、今、手元に資料はありませんが、障がいを持たれている方や、関係の方のいろいろな相談や、支援のメニューを作るということで、相当な数の実績がございます。両市町でお金を出し合って運営をしていますので、決算をきちんと出してもらって説明をしていただき、確認をする機会というのを毎年持っていますとの答弁でした。

続きまして、民生費、老人福祉費、老人福祉総務費、高齢者成年後見制度利用支援事業について、質疑がありました。

答弁としましては、地域支援事業の任意事業の一つでありまして、64万6,000円を計上させていただきました。費用につきましては、後見人になってもらう方の報酬ですとか、調査の費用、印紙代など、これまでと同様のものです。3人分の費用を計上しております。後見人の費用は、弁護士に支払う場合もありますし、司法書士の場合もあります。在宅の場合は、月額2万8,000円、施設の場合は、月額1万8,000円ということになっています。その他に、登記関係の印紙代や切手代ですとか、医師の診断料ということになりますとの答弁でした。

続きまして、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の地域保健共通事業6,900万1,000円の中の元気づくり推進員謝礼について、また、地域保健共通事業は、前年度に比較して、1,000万円程度減額されており、これらについて質疑がありました。

答弁としましては、元気づくり推進員ですが、予算は報償費の中に72万円入っています。年額2万4,000円かける30人を予定していて、72万円という計算で、計上させていただいています。

元気づくり推進員というのは、町長の施政方針でも若干触れていましたが、もともとは健康づくり推進員というものがございまして、長く続いていましたが、今回それを新しく、自らも健康づくりを実践していただきながら、それぞれの地域に入っていただいて、健康づくりに対する情報提供や、見守りについて活動も含めまして、健康づくり習慣の定着のための活動をしていただきたいということで、まずは公募したいと考えています。

財源につきましては、集落支援員設置事業といひまして、これも特別交付税の措置の事業です。集落への目配りや状況把握、住民と行政との話し合いや事業促進のために、支援員を置きますと、特別交付税の対象となるということなので、その財源を活用し、元気づくり推進員を今年からお願いしたいということでございます。

公募につきましては、20歳以上の男女ということで、前提となりますのは、自分自身が健康づくりを続けられている方、これからやろうとしている方となります。費用については、特別交付税の対象となります。

1,000万円程度の減額の要因としましては、公的病院等運営費補助金の減額が、一番大きいものと考えています。公的病院等運営費補助金の5,000万円につきましては、特別交付税で措置をされている事業で、特別交付税に関する政令の中で、不採算地区公的病院等の助成に関する経費というものが認められています。

これに該当してくるのが、当町では長島回生病院になるわけですが、その中で病床がいくつということや、人口集中地区以外に存在しているかということや、それが適応できるかどうかという条件というのがいろいろありまして、一般病床でいくら、救急医療に対していくらとして特別交付税の交付ができるという基準があります。それに基づいて町が補助金要綱を作り、交付させていただいていますが、その基準等の変更により、減額となっています。公的病院とは、公立病院はもちろんですし、日本赤十字病院ですとか、済生会病院ですとか厚生連の他、社会医療法人、公益法人等が運営しているところということになります。尾鷲総合病院のほうも尾鷲市でいろいろな措置がされていることと思います。

以上で、福祉保健課の所管分について、質疑を終了いたしました。

**玉津充議長**

太田議員、ここで切ります。

---

**玉津充議長**

暫時、休憩します。午後1時まで休憩とします。

(午後 0時 03分)

---

**玉津充議長**

休憩前に続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

**玉津充議長**

太田哲生君。

**太田哲生教育民生常任委員長**

次に、環境管理課所管分につきましては、諸収入、受託事業収入、雑入、オータムジャンボ配分金について、質疑がありました。

答弁としましては、オータムジャンボ配分金は、市町村振興のために、三重県市町村振興協会に交付されます。その後、各市町に配分されます。今回、環境管理課所管分へ610万円を歳入として、割り当ててもらっていますとの答弁でした。

続きまして、町債、衛生債、荷坂やすらぎ苑整備事業債について、質疑がありました。

答弁としましては、荷坂やすらぎ苑の火葬炉が、20年程度経過しているため、部分的な補修では、火葬炉本来の性能が発揮できないことがわかりました。このため3基全ての火葬炉を、全面改修することを主な要因として、負担金が増額しています。荷坂やすらぎ苑では、火葬を継続して行いつつ、火葬炉の改修は、ローテーションを組んで、1基ずつ、計画的に行う予定です。

荷坂やすらぎ苑についての稼働状況ですが、以前は、紀伊長島と大内山の方の火葬が主



でしたが、大紀町への合併後、旧大内山村、旧紀勢町、旧大宮町の方の火葬が行われているため、稼動状況は増加しています。このため、今回、荷坂やすらぎ苑の負担金が、紀北町が約49%、大紀町が約51%と逆転しています。

紀北町海山地区の浄聖苑では、火葬炉2基で、年間170体程度の火葬が行われていますが、火葬を、次の日に待ってもらうような場合もあります。荷坂やすらぎ苑の火葬数は、浄聖苑の倍程度ありますので、火葬炉3基は、必要だと考えていますとの答弁でした。

続きまして、衛生費、保健衛生費、環境衛生費の公害対策及び環境調査事業について、質疑がありました。

答弁としましては、公害対策及び環境調査事業は、主に、環境行政として、町内の大気や海域の水質などの状況を、モニタリングするための委託料です。銚子川については、上流に、産業廃棄物の中間処理施設がありますので、環境基準の有害物質の27項目については、銚子川のための調査監視となっています。

赤羽川については、調査項目が少ないですが、農林課とも協議しており、どのような環境調査を行うかについては、決まっていますが、町として計測を行う予定であります。

費用につきましては、海域の糞便性大腸菌やPHを測る場合、人件費を除く調査単価が5,000円です。有害物質の27項目の調査については、10数万円ですとの答弁でした。

続きまして、衛生費、保健衛生費、環境保全費の環境美化事業について、質疑がありました。

答弁としましては、環境美化事業の予算は、主にEM菌を購入するための消耗品費です。

現在、白石湖に、EM菌の団子500個を12回、下倉川とこぶた川に、EM菌2トンを2回投入して、水質環境の変化をモニタリングしています。EM菌の投入については、購入した町内の団体に、サービスで行ってもらっています。

白石湖へのEM菌の投入は、合併当時の資料において、記入の記録を確認しています。資料では、EM菌を活用した効果の調査も行われており、ヘドロが消失しつつあるという内容のものがあります。調査につきましては、役場や業者だけではなく、別の団体が行いました。

例えば、下倉川とこぶた川のEM菌の投入については、平成32年度で、約10年程度が経過し、長期間での水質の変化が確認できることとなります。長い期間の自然界へのEM菌投入による変化を確認し、何かしらの改善が見られる場合は、EM菌の投入を継続し、変化が見られない場合は、投入の廃止を検討しなければならないと考えています。10年くら

いの期間での変化の確認は、もうしばらく、様子を見たいと考えています。

成分については、よくわかりませんが、水中にあるヘドロ等をアミノ酸に変えて、アミノ酸が甲殻類などのえさになることで、水の汚れをなくしていく考え方と認識していますとの答弁でした。

続きまして、衛生費、保健衛生費、環境衛生費の浄化槽設置整備事業について、質疑がありました。

答弁としましては、台数については、新設を58基と、汲み取り便槽や単独便槽から、合併処理浄化槽に変更する転換については、21基の計79基を予定しています。補助については、人槽によって違います。浄化槽の定価や設置費用については、浄化槽のメーカーや人槽規模、工事内容によって、変わってきますが、工事費も含めて、80万円程度と認識しています。国と県からの補助金は、補助率にもよりますが、支払いする補助金については、人槽規模等による定額の補助となっていますとの答弁でした。

続きまして、現在、計画している5市町でのごみ処理計画についての進捗状況について、質疑がありました。

答弁としましては、現在、事務担当者が集まり協議を進めていまして、尾鷲市内の適地で進めて行くという各市町の首長の認識の下、私たちも努力しています。建設用地については、まだ確定していません。広域でのごみ処理は、以前からの各首長の意向ですので、とにかく、努力していきますとの答弁でした。

続きまして、海山地区と紀伊長島地区の回収回数の差と、家財の収集について、質疑がありました。

答弁としましては、家庭ごみカレンダーだけを確認すると、回収の回数の細部での差はありますが、海山地区は、資源ごみステーションの整備が進んでいまして、いつでも、資源ごみを出しやすい状況にあることによるものです。今後、新しいごみ処理施設の整備などの環境変化により、両地区での資源ごみの回収方法の差を、統一していかなければならないと考えていますが、現状での回収方法の変更は考えていません。

家の片付けで、大量に発生するごみを、資源ごみなどの収集日に出している方はいないと考えています。日々の生活から排出される、家庭ごみを想定していますので、家を片付けることにより、大量に発生するごみを収集する体制と計画はありませんとの答弁でした。

続きまして、衛生費、清掃費、し尿処理費、し尿適正処理推進事業について、質疑がありました。

答弁としましては、紀北町クリーンセンターについては、平成27年度の調査で、現施設を改修することで、継続して使用できる状態であるという調査結果が、コンサルタントから示されていることから、改修を基本方針として計画策定し、地元の皆様や議会の皆様に、計画概要を示したうえで、理解が得られるよう、事業を進めていきたいと考えています。

計画の策定については、特殊な技能と知識が必要となりますので、過去に調査業務を委託した、三重県環境保全事業団に相談、調整しながら、遺漏なく事業が進められるよう、決定していきたいと考えています。平成29年度に基本計画を策定して、皆様の理解が得られれば、平成30年度から事業を進めて行くこととなります。当初予算の積算や要求方針は、11月には決まっていないといけませんので、それまでの完成を目指しています。

しかし、成果品が完成してから、地元や議会の皆様に説明するのではなく、完成前に、途中成果品を作成したうえで、皆様に説明し、理解を得るようにしていくことが必要と考えていますとの答弁でした。

以上で、環境管理課所管分について、質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分については、教育費、教育総務費、事務局費のいじめ問題対策事業について、質疑がありました。

答弁としましては、いじめ問題対策事業21万4,000円につきましては、町でいじめ問題対策連絡協議会というものをつくっています。これは、教育長、学校長、民生児童委員などの方々に集まっていただいて、いじめ問題に対して協議会を開催しています。その協議会委員の報酬、旅費です。28年度は、年1回、3月に開催しています。

これは、いじめ問題がなかったということではなくて、年1回、いじめがあってもなくても、協議会に関係する団体の方に、集まっていただいて開催するものです。ただ、例えば、重大ないじめ問題があった場合には、それとは別に、紀北町いじめ問題調査委員会というのを立ち上げまして、いじめの調査を行います。その際には、専門的な知識を持った福祉の専門家、弁護士などに加わっていただいて、協議を行います。

いじめについては、毎月、学校から、件数の報告があります。それは、各学校内で対処していただいているレベルのものでしたとの答弁でした。

続きまして、教育費、教育総務費、教育振興費の学校・家庭・地域の連携協力推進事業について、質疑がありました。

答弁としましては、学校・家庭・地域の連携協力推進事業は、2年目の実施になります。内容としましては、小学校、中学校で、学習支援サポーター、地域未来塾を実施するとい

うものです。学習支援サポーターは、放課後、子ども達の宿題の手伝いをしたり、体育祭、運動会、文化祭の手伝いをしていただくものです。地域未来塾につきましては、中学校において、夏休み、放課後などに、学習支援をしていただく事業です。

支出の主なものとしまして、各サポーターに支払う報償費、旅費、消耗品、協力していただく方の傷害保険料という内容になっていますとの答弁でした。

続きまして、教育費、小学校費、学校管理費の特別支援学級児童介助教員設置事業について、質疑がありました。

答弁としましては、4月になっていませんので、学校の学級編成がどうなるのか確定していません。今、各学校から要望のある状態で、介助教員の予算をお願いしているものです。4月以降、学級編成等が決まって、教師の配置も決まった場合に、例えば、中には、必要でなくなることも起こるかもしれませんし、追加で要望が出てくることもあるかもしれません。それにつきましては、4月以降に判明してくると思います。

今、予定していますのは、三浦小学校1名、海野小学校1名、西小学校3名、東小学校2名、赤羽小学校1名、相賀小学校2名、引本小学校1名、矢口小学校1名、船津小学校1名、上里小学校1名の計14名を予定しています。保護者などから要望があれば、予算の範囲内で状況を考慮して、検討させていただきたいと思いますとの答弁でした。

以上で、学校教育課所管分について、質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分については、教育費、社会教育費、社会教育総務費の社会教育施設整備事業について、質疑がありました。

答弁としましては、多目的会館の改築については、平成26年3月議会に、長島地区自治会役員から請願があり、採択がされているものにかかる事業です。現在の多目的会館は、老朽化と耐震性を満たしていない状況ですので、それを建て替えて、地区住民の方々や自治活動、にぎわいに資する施設を建設しようとするものです。規模的については、現施設と同等のものと考えています。面積は、1階がピロティで、駐車場になっており、2階と3階を合わせた480㎡程度の施設を考えています。

480㎡程度には、現在、移転している図書室の面積も入っています。図書室は移転しますが、そのスペースも含めて、住民の皆様が活用できる施設を考えています。位置付けは、請願には、コンビニなどもありましたが、庁舎内の調整や自治会役員の皆様との協議のなかで、現段階では、住民の方の地域活動や、にぎわいなどに活用する施設と考えています。

具体的に設計費が認められれば、そのあたりも含めて協議をしていきます。公民館なの

か、集会所なのかについては、現在の施設は、多目的会館ということで、いろいろな活動ができる施設です。その中に、紀伊長島公民館を併設しています。

しかしながら、今後、整備するものについて、公民館とするかは、もうしばらく検討することとしています。公民館とすると、営利目的の活動ができないなどの制約があります。現在の多目的会館については、制約がありませんので、一番多いのが補聴器の販売、調整などに利用していただいています。そのあたりを勘案して、公民館とするのか、コミュニティセンターなどとして整備するかは、今後の検討課題としています。

更新する施設については、風水害に対応できる避難場所として活用を考えています。津波の二次避難場所としては、無理があると考えています。想定されている10mを超える津波が発生した場合は、多目的会館だけではなく、長島エリア全体が大きな被害を受けてしまうことが予想されます。現在地に、3階建ての同等規模の建物は、二次避難場所としての利用は、困難であると考えていますとの答弁でした。

続きまして、教育費、社会教育費、社会教育総務費の文化振興事業の事業委託料の演奏会、講演会委託料について、質疑がありました。

答弁としましては、来年度の事業として現在、企画していますのは、津軽三味線の吉田兄弟の公演を計画しています。また、しばらく講演会を開催していませんので、著名な方をお招きした教育講演会を、講師に林修先生を計画しています。ただ、林先生は多忙のため、3カ月前ぐらいでないと予定が決まらないとのことですので、第1候補として交渉していきます。この2件で526万2,000円となります。

この他に、ここ2年ほど実施してきましたが、費用が掛からないNHK公開録音の公演があります。平成27年度には、真打競演、平成28年度は二人会を開催しましたが、平成29年度については、上方演芸会を開催していただくことが決定しています。その他には、子ども向けの事業も検討していますとの答弁でした。

続きまして、教育費、保健体育費、体育施設費の体育館管理事業に関する、紀伊長島体育館の閉館について、質疑がありました。

答弁としましては、紀伊長島体育館については、なんとか施設を維持して、スポーツをされる方々に、場所を提供したいと取り組んできましたが、雨漏りが止まらないことなど、一番の原因で、雨漏りが止まったとしても、40数年経過した老朽化した施設ですので、その他にも多々傷んでいるところがありますので、やむなく閉館することといたしました。今後の予定は、解体もかなりの経費が必要となりますので、有利な資金等を調査して、あ

れば活用していきます。ただ、ある程度、経過して難しければ、町単独で解体して、更地に戻すことも考えなければならぬと考えています。できるだけ早期の解体を目指したいと思いますが、費用面も含めて、検討していきますとの答弁でした。

続きまして、教育費、保健体育費、保健体育総務費のスポーツ交流推進事業の内、健康増進施設のオープン記念行事について、質疑がありました。

答弁としましては、オープニング記念の事業は、必要と考えておりまして、現在のところ、著名な水泳選手をお招きして、講演会や講習会の開催を考えています。予算につきましては、スポーツ交流推進事業費の中に、事業委託料として100万円を計上しており、町単独事業でありますとの答弁でした。

続きまして、教育費、保健体育費、体育施設費の三重国体関係の赤羽公園管理事業1億5,669万5,000円の財源内訳について、質疑がありました。

答弁としましては、この事業については、合併特例債を活用しますので、95%に合併特例債を充当していきます。実質の町負担分として、3割程度になると思います。

続きまして、教育費、保健体育費、体育施設費の多目的広場管理事業について、質疑がありました。

答弁としましては、平成12年に完成した施設ですので、経年により、路面がかなり傷んでいます。さらに健康増進施設の資材置き場、現場事務所として利用したことにより、傷みが進むこともありますので、舗装を全面的に改修するものです。

現在の使用状況を勘案しますと、子どもたちがスポーツをして楽しむ、海山公民館の駐車スペースとして活用することの2つが、主な使用目的です。その両方が、満足できる整備にしたいと考えていますし、駐車場としての整備も考えています。

詳細については、決定していないので、今後、検討していきますが、海山公民館の駐車場として利用する際には、全面が駐車場になりますので、区分を分けるより、全体的に利用できるように考えていきますとの答弁でした。

続きまして、教育費、保健体育費、体育施設費の社会体育施設整備事業と健康増進施設管理事業について、質疑がありました。

答弁としましては、6人体制についてですが、常時、管理運営に配置する職員のことになりますので、午前10時から午後9時まで、常に、6人の職員がいることになります。運転手は6人の中には含んでいません。施設は、11時間営業になりますので、1人の職員が、開館から閉館までいることができません。ローテーションで配置すると、全員で11名の職

員が必要になります。その11人の中で、5人が職員、6人がパートやアルバイトとして想定しています。

プール備品について、主なものは、脱着式の飛び込み台です。大会や競技練習の際には、飛び込み台が必要ですが、一般の方の利用の際には、ないほうが良いので、脱着式の飛び込み台を購入します。常設のものとしては、7レーンをしきるコースロープ、プールの底のゴミをとる掃除機、水面のゴミをとる掃除機などが大部分を占めます。

マイクロバスの運行についてですが、今回は、相賀に施設を建設することから、紀伊長島地区の方からは、特に遠い、こちらにも欲しいとの声をいただいています。実際に、紀伊長島・海山間は距離がありますので、その利便性について、確保するため運行するものです。現在、考えているのは、紀伊長島地区の中心市街地、例えば、本庁舎に集まっただいて、そこから施設までの送迎を行うものです。

紀伊長島地区でも、赤羽や三野瀬の方もみえますが、周辺部から集合地点まで集まっただいて、施設まで送迎するものです。海山地区においては、島勝浦など周辺部の方は、施設まで来ていただくということで、現時点では、海山地区内の送迎は考えていませんとの答弁でした。

以上で、生涯学習課所管分について、質疑を終了しました。

次に、水道課所管分については、衛生費、上水道費、上水道施設費の上水道事業繰出金について、質疑がありました。

答弁としましては、平成29年度など建設改良工事部分の水道事業会計から受けられる交付税算入される起債償還分を繰り出しているわけです。

以上で、本委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第19号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算について、審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第20号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算について、審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第21号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、審査を

行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第22号 平成29年度紀北町水道事業会計予算についての審査を行いました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金から、1億2,414万8,000円を補てんする。そして、当年度分消費税資本的収支調整額1,006万3,000円について、質疑がありました。

答弁としましては、第4条の当年度分消費税資本的収支調整額1,006万3,000円について、お答えいたします。平成29年度の建設改良費1億9,631万8,000円があります。この中に、人件費1名分が含まれていまして、その分を引いた額の消費税を出しますと1,395万1,000円になります。これが、建設改良に伴い支払う消費税です。

それに対して、特定収入の消火栓工事負担金の収入額と、企業債償還元金補助金の一般会計からの繰入額を足して、消費税相当分を計算しますと、388万8,000円になりますので、先ほどの1,395万1,000円から388万8,000円を控除しまして、差引1,006万3,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額に、補てんするものとして計上いたしました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第23号 紀北町集会所の指定管理者の指定について、審査を行いました。

指定管理者に、紀北町自治会連合会にいつからお願いしていたのか、また、追加議案にした理由について、質疑がありました。

答弁といたしましては、前回の指定管理期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日でした。その前は、平成18年に指定管理をお願いしております。指定管理料は無料でございます。

指定管理期間の延長は、議案上程の必要がないものと判断しておりました。

しかし、その後の調査により、議会の議決が必要との判断に至り、議案を上程させていただくことになった次第ですとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された16案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

どうもありがとうございました。

**玉津充議長**



これで各常任委員長からの報告を終わります。

続いて、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第2号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第3号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第4号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第5号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第6号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第11号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第12号 紀北町道の路線変更についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第13号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第5号）について、総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第18号 平成29年度紀北町一般会計予算について、総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了しました。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第1号 紀北町健康増進施設条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第7号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第8号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第9号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第10号 紀北町水道水源保護条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第13号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第5号）について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第14号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第15号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第16号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第18号 平成29年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第19号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成29年度紀北町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第23号 紀北町集会所の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

以上で、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

---

### 日程第3

#### 玉津充議長

これより、各議案の討論・採決に入ります。

日程第3 議案第1号 紀北町健康増進施設条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第1号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第4

#### 玉津充議長

次に、日程第4 議案第2号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第2号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 多数挙手 )

#### 玉津充議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第5

#### 玉津充議長

次に、日程第5 議案第3号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第3号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 多数挙手 )

**玉津充議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第6**

**玉津充議長**

次に、日程第6 議案第4号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。



( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第7**

**玉津充議長**

次に、日程第7 議案第5号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第8**

### 玉津充議長

次に、日程第8 議案第6号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第9

### 玉津充議長

次に、日程第9 議案第7号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第7号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第10

### 玉津充議長

次に、日程第10 議案第8号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第8号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第11**

**玉津充議長**

次に、日程第11 議案第9号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第12

### 玉津充議長

次に、日程第12 議案第10号 紀北町水道水源保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第13

### 玉津充議長

次に、日程第13 議案第11号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第14**

**玉津充議長**

次に、日程第14 議案第12号 紀北町道の路線変更についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第15**

**玉津充議長**

次に、日程第15 議案第13号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第16

### 玉津充議長

次に、日程第16 議案第14号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 玉津充議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第17

### 玉津充議長

次に、日程第17 議案第15号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。



討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第15号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第18

#### 玉津充議長

次に、日程第18 議案第16号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### **玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### **日程第19**

#### **玉津充議長**

次に、日程第19 議案第17号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第19 議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### **玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第20

### 玉津充議長

次に、日程第20 議案第18号 平成29年度紀北町一般会計予算を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

近澤チヅル君。

### 7番 近澤チヅル議員

議案第18号 平成29年度紀北町一般会計予算の反対討論を行います。

まず、1点目といたしまして、健康増進施設予算について、私はこの施設がつくられることについては、以前から、町民の健康増進の役に立つものであるということから、完成を心待ちにしています。

しかし、今回、予算の中に、健康増進施設管理事業として、3,278万9,000円が計上されています。その中には、施設管理料、指定管理料、1,750万円があります。今回のこの施設の運営は、指定管理での運営であるとのことですが、公募によらない指定であるということ。その指定管理予定者となっている、NPO法人の方から、町に申し出があり、運営体系や運営方法等について、協議中ということでした。

これについて、町内のNPO法人とは、どのような法人なのかと質問したところ、議決要件なので、答えられないとの回答があり、結局どのようなNPO法人であるのかも、わかりません。そもそもこのような大きな予算が関わってくる施設において、その指定管理者が公募によらないことは、条例上、問題がなくても、町民の皆さんの理解を得ることは、できないと判断しており、また、予算のより透明性を欠く結果につながります。

やはり、公募によって選ぶべきであり、賛成することができません。

また、この施設は、町民の健康増進施設であります。年間収支予測では、約2,000万円の赤字が出るとされています。このこと自体、町民目線で考えれば、このような規模でよいのだろうかという疑問もあります。その視点から、予算を見ると、赤字が出るのだからこそ、

できる限り無駄な予算は省いていかなければなりません。

しかし、管理事業の中には、竣工式に関する記念品、餅まき、名称募集記念品、消耗品費、通信費、名称募集等に関する作成委託料など、竣工式だけで約100万円近い予算が計上されています。これはもっと低く抑えるべきであると思います。

また、マイクロバスについても、800万円が計上されていますが、この施設と一定の場所をつないで往復するためのバスの費用です。高齢者の皆さんの足となる、地方バスの運行対策には、全体でも1,900万円の予算であり、それから考えると42%に相当する予算が、このバスの予算に付けられております。もっと町民が利用しやすい、他のことにも利用できるように、考えていく必要があると思います。

以上の点から、この健康増進施設の予算には、反対いたします。

また、2つ目といたしまして、畜産施設等整備事業費について、これも3億891万8,000円の予算が計上されています。もともとこの事業については、反対をしてきました。その理由として、施設予定地がもともと20年間、裁判で争った水源の上流の地点であること。また、悪臭などの問題から、住民には未だ根強い反対があること。このようなことに、事業に対する、こうして反対してきた事業に対する予算であり、賛成することはできません。

3点目といたしまして、議会事務局費、備品購入費についてです。議会事務局の備品購入費に、議員控室、会議用テーブル18万9,000円と、議員控室、会議用椅子22万3,000円があり、合計で41万2,000円の予算が計上されています。これまでの机や椅子については、特に問題はなく、日常的に使われ、壊れているわけではありません。

それが、会議や学習などの利用には、不便であるという理由などから、この予算が計上されております。議員だからこそ許されないと、私は思います。

よって、この予算には反対いたします。

以上です。

## **玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

瀧本攻君。

## **6番 瀧本攻議員**

いつも相反するもので、申し訳ないですけども、議案第18号 紀北町一般会計予算について、賛成の立場で述べさせていただきます。

まず、昨年度よりも6億1,100万円の予算を組まれました。執行部におかれましては、い

ろいろと予算を立てるのに、大変だったと思います。

先ほど、反対者が申し上げられました、クラスター事業においても、非常に、国が全額補助ということで、良くなるんじゃないかと。

それから、後ですね、道路網の問題にしても、健康増進の問題にしても、やはり、これから執行部、町長はじめ紀北町がですね、豊かで明るいまちづくりの、私はスタート点だと思っております。

以上をもって、私の賛成討論とさせていただきます。

### **玉津充議長**

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

奥村武生君。

### **11番 奥村武生議員**

平成29年度紀北町一般会計予算、畜産施設整備事業について、反対をするものであります。

赤羽の地区住民各位のみならずですね、赤羽川の支流、本流も含めて、この水は、その水を享受する住民各位にとっては、私は命の水であるというふうに考えるものであります。したがって、その伏流水を取り上げて、飲み水とするわけですけども、その伏流水に対し、ひとかけらもですね、疑念を生じるようなものが、上流にあってはならないというふうに、私は三重大の環境資源の教授から、何年かにわたって教わってきたところであります。

したがって、今なお、この環境、畜産のですね、私も回りましたけども、町の基幹産業である林業のヒノキの木がですね、ポツポツと枯れるという現象が、今なお改善をされない状況、そして、その三戸川の上流に、なおかつ、きちっとした水質の分析がされない状況において、この3億を超える、その予算については、賛成することができないというものでございます。

そして、なおかつ、次の当町をいかに健全に発展させていくかということについて、林業・農業・水産の地場産業が、極めて大切であると考えているところでありますけれども、これに対して、どのような形で盛り込み、どのような形で町を活性させていくかという予算が、極めて希薄であるというふうに感じておりますので、この2点について、反対するものであります。

### **玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 玉津充議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

原隆伸君。

## 2番 原隆伸議員

議案18の平成29年度予算の、紀北町一般会計予算の反対討論をさせていただきます。

私は、できるならば賛成したいと思っていたんですけども、英断をもって予算の見直しをしていただきたいという回答に対して、何らのコミットメントもないものですから、反省せざるを得ないという立場で、反対させていただきます。

今後、予算についてもですね、いろんな意見に真摯に耳を傾けて、紀北町にとって、最もいい予算を、今後つくってもらうための努力を重ねていただくことを、切に要望して反対意見とさせていただきます。

## 玉津充議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20 議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多数挙手 )

## 玉津充議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第21

## 玉津充議長

次に、日程第21 議案第19号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題と

します。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### **玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### **日程第22**

#### **玉津充議長**

次に、日程第22 議案第20号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22 議案第20号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多数挙手 )

### 玉津充議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第23

### 玉津充議長

次に、日程第23 議案第21号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第23 議案第21号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全員挙手 )



## 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第24

### 玉津充議長

次に、日程第24 議案第22号 平成29年度紀北町水道事業会計予算を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第24 議案第22号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第25

### 玉津充議長

次に、日程第25 議案第23号 紀北町集会所の指定管理者の指定についてを議題とします。  
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第25 議案第23号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### **玉津充議長**

举手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### **玉津充議長**

ここで町長より追加議案が提出されておりますので、追加議事日程配付のために、暫時休憩します。2時20分まで休憩とします。

(午後 2時 05分)

---

#### **玉津充議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 20分)

---

### 玉津充議長

ただいま、町長から、議案1件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、別紙議事日程表のとおり追加日程とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、議案1件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

次に、本議案の審議にあたっては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議において審議することに決定しました。

---

## 追加日程第1

### 玉津充議長

それでは、追加議事日程第1 議案第24号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

中場企画課長の退場を求めます。

( 中場幹企画課長 退場 )

### 玉津充議長

それでは、提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

本議会定例会に追加上程をいたしました、人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第24号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。本議案につきましては、先般の行政報告でも申し上げましたとおり、竹内副町長が、平成29年3月31日をもって退職されることから、平成29年4月1日から、新副町長として、中場幹氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

中場氏は、昭和54年4月、海山町に奉職し、総務課、企画課などの各職を歴任、紀北町になってからも、総務課長、危機管理課長、海山総合支所長などを歴任し、現在は企画課長を務めております。

同氏は、既に皆様もよくご存知のとおり、町行政にも造詣が深く、人格・識見ともに優れ、適任者であると考えますので、よろしくお願いを申し上げます。

人事案件は、以上でございます。

なにとぞご審議の上、ご同意賜われますよう、よろしくお願いを申し上げます。

#### **玉津充議長**

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

入江康仁君。

#### **8番 入江康仁議員**

それでは、議案第24号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについての、私の賛成討論をさせていただきます。

今回の中場副町長任命は、紀北町が合併してから、初めての地元から、また地元行政から育った人材です。これこそが、我々町議会議員が、今まで待ち焦がれ、望んだことではないだろうか。また、新しくなられる中場副町長に望むことは、今まで、行政で培ってきた経験を、最大限に生かしていただき、尾上町長をしっかりと補佐していただきたいと思っています。

そして、これからの紀北町行政に、しっかりと貢献していただきたいと思っています。

また、町職員の鑑となるような副町長になっていただきたいと思っています。

また、現副町長の竹内副町長、本当に2年間、紀北町のためにありがとうございました。あなたの明るい笑顔と、何人に対しても平等に接している姿に、私はいつも好感を持っていました。そのお陰で、紀北町職員も本当に笑顔をもって、仕事に励んでいます。これも竹内副町長の町職員に対しての接し方の成果であると思います。

また、町職員の人材育成に対しても、大きな貢献をしていただきました。その証拠に、次の後任の副町長に、中場君が立派に、副町長に任命されるまでに成長されました。本当にありがとうございました。

また、三重県に戻っても、紀北町のことは、第二の故郷であるというぐらいに思っただけ、忘れないようお願いいたします。時間に余裕ができれば、いつでも紀北町に来ていただきたいと思っています。心から歓迎をいたします。これで竹内副町長に対しての感謝の言葉と送別の言葉とさせていただきます。

議案第24号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについてを、議員全員の賛同をいただけることを望み、私の賛成討論といたします。

どうもご静聴ありがとうございました。

#### **玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### **玉津充議長**

これで討論を終了し、採択します。

お諮りします。

追加日程第1 議案第24号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手願います。

( 全員挙手 )

## 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり同意することに決定しました。

副町長の選任について、議会が同意した時は、議会の申し合わせにより、本会議において、挨拶することになっており、中場幹氏から、ご挨拶をさせていただきたいという町長の申し出をいただいております。少し時間をいただき、発言を許可することにいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

それでは、中場幹氏の出席を許可します。

( 中場幹氏 入場 )

## 玉津充議長

ただいま、副町長の選任議案が同意されました。挨拶につき、発言を許可します。

## 中場幹氏

発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは、副町長の選任にご同意を賜わりまして、誠にありがとうございます。私はもとより微力ではありますが、紀北町のため誠心誠意努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方、今後ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

## 玉津充議長

中場幹氏におかれましては、本年度末までの企画課長の職務を全うしていただき、新年度から副町長の職務について、よろしくお願い申し上げます。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

(中場幹氏、企画課長席へ戻る)

---

## 玉津充議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、この3月31日をもって退職されます、竹内康雄副町長から、ご挨拶の申し出をいただいておりますので、許可することといたします。

竹内副町長。

## 竹内康雄副町長

それでは、議長に発言のお許しをいただきましたので、一言退任のご挨拶とお礼を申し上げます。

約2年前となりますが、平成27年4月に、紀北町に赴任させていただきました。私、以前にも紀北町管内を担当させていただいたことがございますので、再度ご縁をいただけたということで、微力ではございますが、一生懸命働かせていただこうと、そういった気持ちでこちらのほうへ参ったことをですね、つい先日のように感じておるところでございます。

この2年間、さまざまな課題がある中で、議長をはじめ議員の皆様のご指導、ご鞭撻をいただきまして、その解決に向け、取り組んでいくことができました。また、町民の皆様のご理解、ご協力、それから、各課長はじめ役場の職員の皆さんにも、ご協力いただきながら、尾上町長を支えるべく、微力ではございますが、取り組んでいくことができたのではないかなと考えておりました、本当に感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

この2年間を少しふり返りますと、合併により紀北町が誕生しまして、10年となる大きな節目の年に赴任をさせていただき、さまざまな経験をさせていただきました。始神テラスのオープンに始まりまして、合併10周年記念式典や大運動会、紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略や、第2次総合計画の策定、中州の避難タワーの完成や、海山消防署の移転など、あげましたら限りがございますが、たくさんの事業の推進に携わらせていただき、本当に勉強になりました。

また、地域のさまざまな行事などにも参加させていただきまして、その中で、町民の皆様と交流もさせていただきながら、そういった皆様のご努力でですね、受け継がれております、そういった文化や伝統といったものにも触れさせていただき、とても印象深くですね、今も心の中に残っておるものでございます。

また、仕事からは離れますが、町民駅伝大会で、町民の皆様からですね、沿道からご声援をいただきながら、走らせていただいたこと、これも本当に良い思い出となりました。

4月からは県に戻らせていただきます。私としましては、第2総合計画、みんなが元気！紀北町の実現に向けて、新たにスタートするまちづくりに向けて、直接関わらせていただくことができないということは、残念ではございますけれども、紀北町を第二の故郷としてですね、私は違った形で、紀北町のお役に立てるよう、これからも、明るく、元気に、前向きに取り組みたいと考えているところでございます。この2年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

## 玉津充議長

竹内副町長には、平成27年3月定例会での選任以来、長きにわたり紀北町の特別職として、本町の振興発展にご尽力をいただきましたことに対し、心から敬意を表したいと思います。

在職中は、課題が山積する中、さまざまな問題に積極的に取り組む副町長の姿勢を、職員一同肝に銘じ、これからの職務に専念することと確信いたしております。

我々議員をはじめ、執行機関ともども、町民が、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指し、精進する心構えであります。

県に戻られましても、さまざまな角度から、紀北町の協力隊として、ご指導、ご鞭撻を賜わりますよう、お願い申し上げます。

なにとぞ健康にご留意され、今後ますますご活躍いただきますよう、お祈り申し上げます、お礼の言葉といたします。

本当にありがとうございました。

続きまして、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

それでは、3月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月2日に開会されました本定例会では、平成29年度当初予算案ほか諸議案につきまして、本日まで終始熱心にご審議をいただきまして、全議案を原案どおりご可決いただき、誠にありがとうございました。

副町長の選任につきましては、全会一致でご同意を賜わり、4月1日に、中場副町長、就任の運びとなりました。これまで培った行政経験と、優れた識見を、十二分に発揮していただき、職員とともに一丸となって、紀北町が目指すまちづくりに邁進していただけるものと思いますので、議員の皆様には、なにとぞよろしくお願いを申し上げます。

また、竹内副町長におかれましては、2年にわたり、町が抱えるさまざまな課題に対しまして、常に職員をリードしながら、誠心誠意取り組んでいただき、あらゆる場面で、私の支えとなっていただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。

4月からは、三重県に戻られるわけですが、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、今後とも紀北町の発展のために、側面からのご支援を賜わりますよう、お願いをするものでございます。



さて、あとわずかで新年度を迎えることとなりますが、平成29年度は、紀北町第2次総合計画のスタートとなる重要な年でございます。みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～を目指しまして、職員とともに諸事努力してまいる所存でございます。

また、本定例会でいただきました、ご指導やご指摘やご提案を考慮しながら、山積する行政課題を的確に解決していきたいと考えておりますので、議員の皆様のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様のご健勝をお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

### **玉津充議長**

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

3月2日に議会を開会し、本日までの3月21日までの長期にわたる定例会も、本日、閉会を迎えるわけでございます。この間、議員、町長以下、執行部の皆様には、一般会計予算、特別会計予算、条例制定などを慎重審議をいただき、厚く御礼を申し上げるところでございます。

なお、今年度末をもって退職される職員の皆様におかれましては、長きにわたり、本町発展のためにご尽力賜りましたことに対し、議会を代表して深く感謝の意を表すとともに、心から御礼申し上げます。

今後においても健康に留意され、ますますご活躍を祈念申し上げますとともに、それぞれの立場でのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方のご健康、ご多幸を祈念し、定例会閉会の挨拶とさせていただきます。

長きにわたり、大変ご苦労さんでした。

---

### **玉津充議長**

これにて、平成29年3月紀北町議会定例会を閉会します。

(午後 2時 46分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 9 年 6 月 6 日

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 原 隆伸

紀北町議会議員 樋口泰生